

鳥取市補助金カルテ

NO.	113	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	地域組織活動補助金				
概要	地域組織が実施する世代間交流事業や各種団体との連携事業等の経費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援				
創設年度	H28	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	児童福祉総務費	
歳出事業名	地域組織活動助成費					
R 7 予算	300千円					
R 7 予算 積算根拠	6団体×500千円(上限額))			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	6	300
				R 5	6	300
				R 4	6	300
				R 3	7	350
補助率・補助額		10分の10		上限額	50千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった地域組織				
交付要件	次の要件をすべて備えている地域組織 ・本市の区域内において、自主的に明るい家庭・地域づくり事業を行う組織 ・1組織の会員(1家庭1名を代表)が概ね30人以上(実績十分で今後活動支障ない場合は対象) ・会員互選で会長・副会長・会計等役員を置き運営が会員協議により行われている				
対象経費	実施事業に応じて、バス等借上料、児童の交通費の実費及び指導者等謝金、講師謝金及び交通費、会場等使用料・賃借料、消耗品費、印刷製本費、郵便料等信費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～6 活動を促進し地域ネットワークの中での子どもたちの健やかな育ちのため、2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	4-1_地域愛を育み児童の育成環境の向上を図ることができる

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	少子化等により交付要件を満たす対象が限られており、廃止も含めて地域組織の自主運営に向けた見直しが必要
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	114	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市産休等代替職員費補助金				
概要	児童福祉施設等が産休等代替職員を任用した経費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援、鳥取県産休等代替職員費補助金交付要綱				
創設年度	H30	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	児童福祉総務費	
歳出事業名	産休等代替職員費補助金					
R 7 予算	3,727千円					
R 7 予算 積算根拠	過去の実績から算出。 ※上限額 任用日数に応じて111千円～669千円 任用条件変更に伴う割増賃金55千円～334千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	2	3,014
				R 5	2	5,204
				R 4	2	2,594
				R 3	2	4,094
補助率・補助額	県が定める実勤務日数区分に対応する額			上限額	3,510千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	児童福祉施設等の運営者				
交付要件	・対象施設 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、児童養護施設、障害児入所施設 ・対象者 各施設の設置基準で配置が必要な職種の出産者や負傷で31日以上療養者 ・資格要件 施設種別における対象職種の代替職員とし任用された職種ごとの有資格者 ・対象期間 出産予定日8週(多胎14週)前日～産後8週間、傷病療養休暇31～90日目				
対象経費	人件費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の証明書類、賃金台帳等により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4～6 保育負担軽減及び安全な保育環境確保のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	中核市移行に伴う県からの移管事業のため現状維持
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	115	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8238
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金				
概要	保育士1人が担当する1歳児数が4.5人以下になるように配置している保育所等に対する補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等(H27内閣府告示第49号)				
創設年度	H14	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金					
R 7 予算	3,574千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	正規職員単価302,800円×11.8人役			R 6 (見込)	1	3,387
				R 5	1	2,072
				R 4	1	2,064
				R 3	2	5,339
				補助率・補助額		
特定財源			県費			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	指定管理事業者
交付要件	年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士又は保育教諭の配置基準を1歳児4.5人につき1人により実施する市内に所在する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を設置運営するもの。
対象経費	人件費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に収支決算書を添付させ、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4～8 県間接補助で県基準に基づくとともに1歳児保育環境確保のため必要
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県間接補助のため現状維持、国の配置基準改正等の把握に努め県と調整を重ねる
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	116	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8238
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金（私立分）				
概要	保育士1人が担当する1歳児数が4.5人以下になるように配置している保育所等に対する補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等(H27内閣府告示第49号)				
創設年度	H14	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金					
R 7 予算	128, 729千円					
R 7 予算 積算根拠	・ 正規職員単価302, 800円×400. 3人役 ・ 非正規職員単価192, 250円×39. 1人役			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	40	122, 837
				R 5	40	116, 376
				R 4	38	116, 040
				R 3	37	115, 077
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所の運営者				
交付要件	年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士又は保育教諭の配置基準を1歳児4.5人につき1人により実施する市内に所在する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を設置運営するもの。				
対象経費	人件費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の収支決算書により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4～8 県間接補助で県基準に基づくとともに1歳児保育環境確保のため必要
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県間接補助のため現状維持、国の配置基準改正等の把握に努め県と調整を重ねる
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	117	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市保育所等整備補助金（鳥取あすなろ保育園改築事業費補助金）				
概要	保育所等の施設整備に対する補助				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画				
創設年度	H18	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費															
歳出事業名	鳥取あすなろ保育園改築事業費補助金																			
R 7 予算	4,185千円																			
R 7 予算 積算根拠	・元金 2,010,693円×2行分 ・利息 95,786円+66,898円 ※元金補助上限：107,237,000円×3/4＝80,427,750円(国庫補助額の3/4)			<table><tr><td>過去実績</td><td>件数</td><td>決算額 (千円)</td></tr><tr><td>R 6 (見込)</td><td>1</td><td>4,276</td></tr><tr><td>R 5</td><td>1</td><td>4,371</td></tr><tr><td>R 4</td><td>1</td><td>4,462</td></tr><tr><td>R 3</td><td>1</td><td>4,554</td></tr></table>		過去実績	件数	決算額 (千円)	R 6 (見込)	1	4,276	R 5	1	4,371	R 4	1	4,462	R 3	1	4,554
過去実績	件数	決算額 (千円)																		
R 6 (見込)	1	4,276																		
R 5	1	4,371																		
R 4	1	4,462																		
R 3	1	4,554																		
補助率・補助額	4分の3			上限額	設定なし															
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)																			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった法人
交付要件	国庫補助対象事業の承認を受けた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設を設置し、運営する社会福祉法人若しくは学校法人又は法人格を有する者であること。
対象経費	国庫補助対象事業の承認を受けた施設整備事業に係る借入金に対する元利償還金
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	償還が確認できる書類（通帳等）の写しを確認

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 保育施設確保のため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	債務負担行為（期間H18～R8）を計上しているため現状維持
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	118	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市保育所等整備補助金				
概要	保育所等の施設整備に対する補助				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律				
創設年度	H30	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	保育所緊急整備事業費補助金					
R 7 予算	408,490千円					
R 7 予算 積算根拠	・さとにこども園改築 18,694千円×2×3/4 ・のぞみ保育園改築 188,298千円×2×3/4 ・鳥取第一幼稚園改築 50,405千円×2×3/4 ・大正こども園大修繕 11,214千円×2×3/4 ・こやまこども園大修繕 2,816千円×2×3/4 ・こども園かける防犯対策 900千円×2×3/4 ※補助上限 各基準額または対象経費のいずれか低い額×3/4			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	3	458,444
				R 5	1	313
				R 4	5	116,102
				R 3	5	367,506
補助率・補助額		4分の3		上限額	設定なし	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	国実施要綱または国・県交付要綱の要件に該当する施設の設置主体				
交付要件	・就学前教育・保育施設整備交付金：保育所等の施設整備事業、防音対策事業、防犯対策 ・保育対策総合支援事業費補助金：保育所等の改修 ・次世代育成支援対策施設整備交付金：地域子育て支援拠点事業所の施設整備 ・鳥取県安心こども基金特別対策事業補助金：保育所等の施設整備事業				
対象経費	対応する国・県補助金交付要綱に掲げる経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～6, 2-8_国間接補助のため国要綱に基づく
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	国間接補助のため現状維持
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	119	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市保育所等における業務効率化推進事業費補助金				
概要	保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入に要する経費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	保育対策総合支援事業（こども家庭庁）				
創設年度	H28	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費
歳出事業名	私立保育園業務効率化推進事業費				
R7予算	525千円				
R7予算 積算根拠	キャッシュレス化事業 1施設：700千円×3/4 ※上限 区分により最小150千円～最大975千円			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	4 2,560
				R5	2 1,548
				R4	0 0
				R3	1 551
補助率・補助額	4分の3			上限額	設定なし
特定財源	国費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所の運営者				
交付要件	保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所の運営者であって、国の保育対策総合支援事中、保育所等業務効率化推進事業に規定する保育所等における業務のICT化のためのシステム導入を行うこと。				
対象経費	システムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	×
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～8_国間接補助であり国基準に基づくことに加え保育士の負担軽減・保育の質向上のため必要。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	国間接補助ではあるが、導入状況や国動向を把握し補助率の見直し等を検討
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	120	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8457
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市病児・病後児保育普及促進事業費補助金				
概要	病児・病後児保育に係る施設の改修及びICTシステム等に対する補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援、病児保育事業の実施について（H127.7.17雇児発0717第12号）				
創設年度	H27	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	病児・病後児保育事業費					
R 7 予算	1,200千円					
R 7 予算 積算根拠	ICT利用に係る経費 4施設×300千円（補助率10/10）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	3	1,549
				R 5	3	1,180
				R 4	3	42,591
				R 3	2	775
補助率・補助額		2/3、9/10、10/10		上限額	6,000千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者				
交付要件	1 病児保育施設開設準備(改修費等4,000千円10/10、超過分6,000千円2/3) 2 病児保育施設整備(国基準額9/10) 3 病児保育ICT化システム導入・利用(導入1,000千円10/10、利用300千円10/10) 4 病児保育施設環境整備（小規模修繕・設備整備）(500千円10/10)				
対象経費	1 改修費・賃借料等、2 本体工事費等、3 システム導入経費・システム利用料、4 小規模修繕・設備整備等経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～6・8 国県間接補助のため、病児保育事業は収益を生じにくいが必要性は大きく安定継続及び利用者の利便性向上のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	国・県間接補助のため現状維持
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	121	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市森・里山等自然保育事業費補助金				
概要	とっとり森・里山等自然保育認証制度により認証された施設の運営費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援、鳥取県森・里山等自然保育事業費補助金交付要綱				
創設年度	H27	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	森・里山等自然保育事業費					
R 7 予算	1,653千円					
R 7 予算 積算根拠	・風りんりん (1)34,440円×5名×12月×1/3 (2)25,700円 ×3名 ×12月 ×1/4 ・まるたんぼう (1) 34,440円× 2名× 12月× 1/5 (2) 25,700円 ×1 名 ×12月 ×1/4 ・ちびっこ (1) 34,440円 ×3名 × 12月 ×1/3 (2) 25,700円 ×1名 ×12月 ×1/4 ※上限 (1)事業費補助 月額単価×各月要件児童の月当初人数× 補助率上限 (2)保育料軽減 保育料(独自軽減控除月額 (上限あり))×補助率			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	3	1,396
				R 5	2	1,151
				R 4	2	1,396
				R 3	3	3,106
補助率・補助額	(1)市内3分の1・市内活動5分の1、(2)4分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱（県事業）により認証された施設の事業者のうち、県補助金交付決定を受け要件に該当する事業者 ・市内で事業を実施する事業者 ・市内にフィールドを有する市外事業者で、市長が特に必要と認めた事業者
対象経費	(1)運営費補助:保護者が負担すべき経費以外(人件費、消耗品費、修繕費等)、(2)保育料軽減補助:対象児童にかかる保育料
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に事業報告書、収支決算書を添付し、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4～8 県協調事業であり適切な保育環境を確保するため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県と協議し、補助率等の定期的な見直しは必要
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	122	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市保育体制強化事業費補助金				
概要	保育支援者及び園児の園外活動時の見守りを行う者の配置経費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1101）結婚・出産・子育て支援				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費
歳出事業名	保育体制強化事業費				
R7予算	31,428千円				
R7予算 積算根拠	・100千円×12月=1,200千円×8施設 ・145千円×12月=1,740千円×6施設 ・対象経費が基準額以下の施設×11施設=11,388千円 ※補助基準額 1. 保育支援者の配置1施設当たり月額100千円 2. 園児の園外活動時の見守り等（1施設いずれかのみ）①1+月45千円/施設 ②保育支援者以外:月45千円/施設 3. スポット支援員配置 月45千円/施設			過去実績	決算額 (千円)
				R6 (見込)	22 26,208
				R5	0 0
				R4	0 0
				R3	0 0
補助率・補助額	10分の10			上限額	1,740千円
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内に所在する保育所等の運営事業者				
交付要件	・事業：保育支援者の配置、児童の園外活動見守り等及びスポット支援員の配置（要件あり） ・施設：本市内に所在し、国地方公共団体以外が設置する保育所、幼保連携型認定こども園、事業所内保育事業で市認可事業及び幼稚園型認定こども園、本市認定の地域裁量型認定こども園				
対象経費	報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に配置人員、支払いが確認できる書類を添付し、確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4～6 保育負担軽減及び安全な保育環境確保のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	123	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8238
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市私立幼稚園・認定こども園教育研修補助金				
概要	私立幼稚園及び認定こども園の教員を対象とした研修の開催経費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第2期鳥取市子どもの未来応援計画				
創設年度	H16	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	私立学校振興費	
歳出事業名	私立幼稚園教育研修補助金					
R7予算	90千円					
R7予算 積算根拠	90千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	90
				R5	1	25
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会
交付要件	鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会が行う私立幼稚園及び認定こども園教員を対象とした研修事業
対象経費	私立幼稚園・認定こども園協会が行う私立幼稚園教職員を対象とする教育研修会の開催に要する経費（食糧費に係るものは除く）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	自主運営に向けた見直しを検討
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	124	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市保育所等における業務効率化推進事業費補助金（安全対策事業）				
概要	睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等に要する経費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	認可保育所等設置支援等事業の実施について（こども家庭庁）				
創設年度	R3	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	私立保育園業務効率化推進事業費					
R7予算	1,875千円					
R7予算 積算根拠	睡眠中の安全かつ安心な保育環境を確保するための備品 導入 5施設×500千円×3/4			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	1	375
				R4	1	375
				R3	9	3,093
補助率・補助額	4分の3			上限額	375千円	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所の運営者
交付要件	こども家庭庁の定める「保育環境改善等事業実施要綱」に基づき、本市内において睡眠中の安全かつ安心な保育環境を確保するための備品の導入に関する事業
対象経費	機器等の購入費、リース料、導入費用
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～6、2-8_国間接補助であり国基準に基づくとともに安全を確保するために必要
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	国間接補助のため現状維持
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	125	担当課	幼児保育課	外線	0857-30-8236
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市保育環境向上等事業費補助金				
概要	保育環境の向上等を図るための、老朽化した備品やフローリング貼り及びカーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等に対する補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律				
創設年度	R7	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	児童福祉費	目	保育所費	
歳出事業名	保育所緊急整備事業費補助金					
R 7 予算	220千円					
R 7 予算 積算根拠	大正こども園ドアヒンジ等改修：220千円 ※基準額：1 施設あたり1,029千円（国1/3）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
補助率・補助額		10分の10		上限額	1,029千円	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者				
交付要件	保育所等を経営する者であって、「認可保育所等設置支援等事業の実施について（R6. 3. 29付こ成保第207号こども家庭庁成育局長通知）」で規定する該当事業				
対象経費	工事請負費、原材料費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料（敷金除く）、備品購入費、負担金				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～6, 2-8_国間接補助であり国基準に基づくため、2-9_他補助金と比較し有利なものを活用検討のため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	効果検証を行い国動向を把握し補助率等の見直しを検討
審査／行財政改革課	適切
意見	-